

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和6年12月13日（金曜日）

開会 午前 9時58分

閉会 午前11時27分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	〃	萱 野 哲 也	〃	村 木 理 英
	〃	頓 宮 美津子		

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	梅 田 政 徳	政策調整課長	林 啓 二
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 里
文化スポーツ部次長	小 原 純	スポーツ振興課長	高 谷 正 樹
文化芸術課長	岡 本 紀 子	保健福祉部長	横 田 優 子
健康医療課長	白 神 洋	健康医療課主幹	今 若 睦 也
健康医療課主幹	竹 下 あけみ	福祉課長	小 野 玲 子
こども課長	木 田 美 和		
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
地食べ学校給食センターえがお所長	藤 原 直 樹		
教育総務課主幹	高 谷 直 樹	部活動地域移行推進室長	矢 吹 慎 一
学校教育課長	村 山 俊	こども夢づくり課長	大 西 隆 之

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

文教福祉委員会審査報告書

令和6年12月13日

総社市議会議長 村木 理英 様

文教福祉委員会
委員長 溝手 宣良

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第143条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第80号	総社市清音福祉センター条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第81号	総社市心身障害者医療費給付条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第82号	令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第83号	令和6年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきである
請願第5号	「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革，長時間労働是正を求める意見書採択の請願について	採択すべきである

開会 午前9時58分

○委員長（溝手宣良君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第80号 総社市清音福祉センター条例の一部改正についての審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 議案第80号 総社市清音福祉センター条例の一部改正について御説明いたします。

清音福祉センター条例につきましては、事業内容等の規定を実情に即したものに改めるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容を改正前後表により御説明いたしますので、1枚お開き願います。

主な改正点でございますが、まず第3条につきましては施設中のデイサービスセンターを削除するものでございます。社会福祉協議会がデイサービス事業の委託を以前受けて行っておりましたが、徐々に利用者が減ったため平成27年度でデイサービスを廃止しております。

次に、第4条で定める事業につきましては、デイサービスセンターに関する部分を削除し、また保健センターでの事業を高齢者に限らず幅広く実施するものに改めるものでございます。

第5条から第10条につきましては、使用許可や使用料等に関して現状に合う内容に整理し、また他の同様の施設との整合も取るものでございます。

第13条の使用料につきましては、現在、浴室は使用不可であり、利用希望もないことから、1枚お開きいただき、新たに第9条としてセンターの使用料は無料としております。

附則といたしまして、令和7年1月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 今日もよろしくお願いします。

清音福祉センター条例の、これ、私が8月だったか9月定例会の一般質問でも指摘させていただいたことでございます。それで、早速本議会で条例改正ありがとうございます。その条例改正なんですけど、今、現状に即したということで、条例上変えますよということなんですけど、物理的なところで、今、デイサービスセンターを削除しましたよ。入浴に関することも削除しますよということをお聞きしました。なんですけれども、実際に条文上はそうかもしれませんが、今言う物理的、部屋が残りますよね。その部屋の、清音福祉センターのそういった、こういったものはしませんよと言いながら、そこの部屋、入浴、風呂が残ったりしますよね。そういったものに関し

ては、今後どのようにお考えなのか。条文上は結構かと思いますが、それもやっぱり条文上と実際に物理的に部屋のほうも何らかしないと有効活用されないと思うんです、条文上だけじゃなくて。そのあたりをお尋ねいたします。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 萱野委員の御質問についてお答えいたします。

現在、清音福祉センターの部屋の利用状況でございますが、浴室以外はほぼ健診ですとか高齢者のサロンですとかに利用しておりまして、全く利用がないのは浴室だけになっております。浴室の改修につきましては、来年度4月から社会福祉協議会の在宅部門のほうがあそこに入る予定ですので、その前にというか新年度になって浴室のほうを倉庫に改修したいというふうに今考えているところでございます。

（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） まず、第1条で、「総社市における」を削除する意図をお尋ねします。

あともう一点、改正前第6条の職員を置くことができる規定を削除されている。今後も職員を置く必要がない、職員は置かないのかという、その2点についてお伺いします。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

まず、第1条の「総社市における」という部分を削除したということですが、実際は今は総社市、我々の事業ではなく一般の方たち、市民の方たちに御利用いただいておりますので、あえてここは「総社市における」という部分は必要ないかというふうに思いました。

それから、職員を置かない部分につきましては、今は社会福祉協議会の清音事務所として利用していただいております、今現状は総社市の職員はあそこには配置していない状況なので、現状に合わせて条例のほうを改正いたしました。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 利用者が減っているということだったんですが、デイサービスとしての利用者が減っていることで、あと先ほどの御説明にあったように、健診とか、そのほかのサロンとか高齢者の利用は別に減ってはいないんですよね。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、デイサービスのほうは減ってしまいましたけれども、実際の利用のほうは、ほかのお部屋のほうはたくさんの方に御利用いただいております。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 減ってはいるけれども、全くゼロではなかったわけですか。

（「もうやってないって」と呼ぶ者あり）

○委員（頓宮美津子君）（続） 全くやってない。利用したいけれどもということもないんですね。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 頓宮委員の再度の御質問です。

平成27年にもうデイサービスの事業を廃止しておりますので、利用できないというような状況でございました。利用者がもうなくなってしまったので廃止をしたということです。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第81号 総社市心身障害者医療費給付条例の一部改正についての審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 次に、議案第81号 総社市心身障害者医療費給付条例の一部改正につきまして御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、重度の心身障がい者等に対する医療費の公費負担において、精神障がい者を受給資格者に加えるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容を改正前後表により御説明いたしますので、1枚お開き願います。

主な改正でございますが、まず条例の名称につきまして、このたび精神障がい者を受給資格者に加えるため、「総社市心身障害者医療費給付条例」から「総社市障害者医療費給付条例」に改めるものでございます。

同じ内容として、第1条及び第5条においても、「心身障がい者」を「障がい者」に改めております。

次に、受給資格者につきまして、第3条第1項に第4号として「精神障害者保健福祉手帳及び精神通院医療に係る自立支援医療受給者証を所持している者」を追加し、1枚お開きいただきまして、同条第2項では、この障害者医療費助成制度が65歳以上で初めて手帳等を取得した人につきましては後期高齢者医療制度に加入できることなどから対象外とされていることを定めております。

第4条の「医療費の範囲」につきましては、精神疾患による入院に係る医療費の給付の範囲のうち、本条例施行規則に定める入院の日から三月を経過する日の属する月の月末より後の療養を除くことに定めております。

精神障がい者に係る受給資格者証の有効期間につきましては、第6条第2項第2号として精神障害者保健福祉手帳の有効期限の末日又は受給資格証交付の日以降の6月末日のいずれか早い日としております。

最後に、第16条につきましては、精神障がい者が入院中に受給者証の有効期限を過ぎた場合、その入院中に限り受給資格者とみなすという特例を定めるものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） これは、県の対象拡大に伴うものだと思いますけども、実際に今回、精神障がい者に適用されるということの改正でありますけど、この改正で何人ぐらいが対象となるか。また、その場合、市の負担額は幾らぐらい増えるのであるか、この2点について伺います。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

今回の改正で追加となる対象の方は52名で、昨年度の医療費で積算いたしまして約500万円の公費の増額が見込まれております。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 以前もこの場で言った記憶があるんです。今回はこの条例なんですけど、他の条例にも言えることなんですけど、第1条、この条例は障がい者の受療を容易にするためということなんですけども、この障がい者の害の字を総社市は平仮名にしていますよね。これ、でも第1条は障がい者のとなっていて、第6条は、第5条も変わってますよね。心身障がい者、改正前後表を見ると。ここは結局は害の字が漢字になってて、こういうのって前も言ったように総社市はどういう思いを持ってここを平仮名にしているんですか。これ、やっぱり見にくくて、統一するなら統一しないと駄目で、もちろん法律上の文言はそうになってれば、漢字になってればそれに合わさないとはいけないんですけれども、でも条例の一部変更ということで、ここだけが平仮名になってたり

とかして、条文上、大変、普通に見ればおかしい。それは市長の思いだったり総社市の優しい、温かか、なんか分かりませんが、そういう思いなのかもしれませんけれども、そういう思いを、どういうふうな思いを持ってここをわざわざ平仮名にするのかなと。最近まで市長は障がい「ある」を「持つ」とか最近まで言って、最近ようやく「ある」って言うように変えていて、そのあたりの持つとあるということ自体も、認識も市長自身が甘かったのに、こういうところだけはちょっと配慮してますよみたいな、総社市ってどこへ向いて歩いてんのというふうに僕は思うんですけど、この条文上の、これは今回、条例のことなんで、条文上こういうのを今後もずっとこういうふうに続けていくんですか。今回はこういうふうになりましたけれども、大変見にくい。それについて、どのようなお考えかをお尋ねいたします。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃったとおり、使い分けは、法令上の文言については、法律で決まっている部分、受給者証ですとか法律については漢字をやはり使っていて、私たちが市民の方に対する障がい者というところには平仮名を使っていくように今のところは考えています。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） となつて、総社市が障害者医療費受給資格証というのを発行するんですね、総社市が。でも、それには、このように漢字なんですよ。だから、その辺の統一感がないじゃないですか。条文上は、この条例第1条、障がい者の受療を容易にするため、と平仮名です。でも、第5条の受給資格証を発行するのはこういった漢字。ほんなら、そこも揃えていいじゃないですか。それは、やっぱり揃えない、法律上。だから、そのあたりの統一を持ったほうがいいですよというのが私の思いなんですけど、思いというか考えなんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 萱野委員の再度の御質問です。

委員のおっしゃることはとてもよく分かるんですけども、これが県の制度でございまして、県のほうから準則という、このように直しなさいというような通達も出ているので、極力それに合わせるようにしていますので、今のところ、今の段階ではこのように使い分けを私たちはさせていただこうと思っています。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第82号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） それでは、議案第82号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する部分につきまして御説明させていただきます。

便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の12、13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料2億2,519万8,000円の増額は、過年度に実施した事業の実績額の確定に伴い、収入済みの国・県の負担金等を返還するものでございます。主なものとしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係るもの、生活保護費、障がい者医療費などでございます。

続きまして、第17目マラソン振興費、第18節負担金、補助及び交付金71万2,000円の増額は、総社市と包括連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社から、私の地元応援募金として総社市に寄附の申出があったものをそうじゃ吉備路マラソンの大会経費として活用するため増額しようとするものでございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第10節需用費2,800万円の増額につきましては、老朽化しております清音福祉センターの空調設備の修繕料でございます。次の第18節負担金、補助及び交付金10万円の増額につきましては、障がい者分のいきいきチケットの助成金でございます。次の第27節繰出金747万7,000円の増額につきましては、令和6年度財政安定化支援事業の繰り出し額の確定により、国民健康保険特別会計への繰出金を増額しようとするものでございます。

続きまして、第5目障害福祉費、第11節役務費18万7,000円の増額につきましては、障がい支援区分の認定に必要な医師の意見書作成手数料でございます。次の第12節委託料77万円の増額は、令和7年4月から岡山県心身障害者医療費の公費負担制度が対象者を精神障がい者まで拡充することに伴うシステム改修委託料でございます。続いて、第17節備品購入費141万4,000円の増額につきましては、障害者福祉事業野田基金を活用して、窓口用の音声表示機器1台と来庁者用の車椅子2台でございます。

続きまして、同款第2項児童福祉費、第2目児童措置費、第12節委託料132万円につきましては、発達支援無償化や複数児童の上限額管理に伴う障害者自立支援給付審査支払いシステムの改修委託料でございます。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、第11節役務費1,100万円の増額につきましては、带状疱疹のワクチン接種者が当初の見込みより多いことなどから带状疱疹ワクチン費用助成事業手数料に不足が見込まれるため、増額しようとするものでございます。

続きまして、第10款教育費について御説明いたします。

議案を1枚お開きいただき、14、15ページを御覧ください。

第6項保健体育費、第2目学校給食費、第10節需用費810万円の増額につきましては、米の価格高騰に伴い不足する賄材料費を計上するものでございます。

歳出については以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 続きまして、歳入につきまして御説明いたしますので、8ページ、9ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金、第1節社会福祉費補助金216万円の減額と第2節児童福祉費補助金の説明欄1行目の216万円の増額につきましては、費目の組替えでございます。説明欄2行目、子ども・子育て支援事業費補助金116万7,000円は、児童手当制度の改正による補助金の増額でございます。説明欄3行目、障害者総合支援事業費補助金66万円及びその下の第4目衛生費国庫補助金11万6,000円につきましては、制度改正に伴う電算システム改修に係る補助金でございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目民生費県補助金60万円につきましては、保育を支える人材の確保に要する経費等に対する県からの補助金で、第4目衛生費県補助金20万円につきましては、アピアランスケア、いわゆる外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアの女性に対する県からの補助金でございます。

同款第3項委託金、第10目教育費委託金400万円につきましては、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業に対する県からの委託金でございます。

第8款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金71万2,000円につきましては、歳出で御説明いたしましたそうじゃ吉備路マラソン実行委員会への御寄附でございます。

同款同項第4目衛生費寄附金80万円につきましては、キビキビグループからの母子保健事業への御寄附でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第5目いきいき福祉基金繰入金10万円につきましては、歳出で御説明いたしました、いきいきチケット助成金の増額に伴う繰入額の増額で、第42目障害者福祉事業野田基金繰入金141万4,000円につきましても、野田基金を活用して新庁舎に障がい者に配慮した備品を設置するための繰入金でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入のうち本委員会の所管に属するものは、まず説明欄一つ目のスポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業助成金250万円で、公益財団法人スポーツ安全協会からの部活動の地域クラブ化に対する助成金でございます。説明欄二つ目と三つ目及びその他雑入のうち64万7,000円につきましても本委員会の所管に属するもので、過年度分の国からの負担金等が確定したことによります追加交付でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 調書の15ページ、第3款衛生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費、障害福祉一般経費、これは新庁舎での窓口用音声表示板及び来庁者用車椅子2台ということなんですけども、この窓口用音声表示板というのがつくので配慮がかなりなされるのかなと思うんですけども、これがどちらに設置されるのか。総合案内なのか、ワンストップ窓口なのか、福祉課のところにつくのかという、その場所と機能的なものです。それをできれば教えていただければと。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、場所でございますけれども、福祉課の障がい福祉係の窓口に設置いたします。

機能ですけれども、私たちがしゃべった音声をリアルタイムに、このくらいの大きさになるんですけど、透明のクリアの板に瞬間にして字が変換されるシステムになっておりまして、また多言語にも対応しておりますので、外国人の方の翻訳も即時で対応できるようになっております。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 予算書12から13ページ、予算調書は13ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の需用費、清音福祉センターの空調設備の修繕についてなんですけども、空調設備はいつから壊れていたか。それと、壊れているなら、この寒い時期にどのように対応されるか。まず、そこから。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

いつから壊れているかということですが、私が持っている資料では、もう平成24年度からずっと毎年修繕料が計上されておりまして、大分前から特に冷房の利きが悪くて苦労しているところ

ろでございました。今申し上げましたように、冷房のほうの利きが悪く、先日伺って見たら暖房のほうは何とかまだ使えるような状況でございますが、もう毎年毎年50万円ぐらいの予算がかかっているんで、これ以上はもう限界だなというふうに判断いたしまして、今回、修繕の必要があるというふうに思っております。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 利用者の方に御負担がないように十分な処置をしていただきたいと思いますので、先ほど少し条例改正のときに萱野委員も質問されてましたけども、この施設を実際にどのように活用していくかということがきちんとテーマを持っていないと、修繕するにしても、まあこのぐらいでいいかぐらいな感じで、結局は循環がよくない、悪いほうに回ると思うんです、サイクルがね。ですから、実際にここをどういうふうに持っていくんだというような考え方があればお答えいただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

今後の利用につきましては、まずは一番大きいのは社会福祉協議会の在宅事業部門が入ることです。まだまだ築が32年経過ですので、まだ10年、20年と利用は可能です。市民の方々の利用も多いですし、一番私が思っているのは、健診に来てくださった子どもたちが汗をかいて夏やってきて、さらに汗をかいて帰っているという状況が一番心に響いていて、今回どうしても修繕をしたいというふうに判断しました。極力市民の皆様には不便のないように心がけてまいります。

付け加えまして、修繕といいましても屋上にある吸収式の機械、大変大きな設備を一式取り替えるような大規模な修繕になっております。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） もうこれは絶対やらなければいけないことなんで、きちんとやってください。

○委員長（溝手宣良君） 答弁は。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 調書の19ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、事業名が定期臨時予防接種事業についてお伺いいたします。

これは、带状疱疹のワクチンの接種者の増による1,100万円の増額を見込んでいますけども、これは定期臨時予防接種事業は带状疱疹には限らないと思います。その中で、今、带状疱疹が1,000人予想してますが、現状の接種者の数はどのくらいになっていますか。それともう一つは、他の予防接種についての数字が分かれば教えていただければと思いますけど。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

現状の接種者数でございますが、おおむね上半期、9月末までで600人、月平均が100人程度でございます。あと、他の予防接種でございますが、他の予防接種につきましては予算のほうは足りているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 予算書の9ページと、調書でいくと6ページ。予算書の9ページは、児童福祉費補助金の増額の中で児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金が216万円増になっておりますが、調書の6ページの中で第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、国庫支出金等返還金の中に同じ児童虐待防止等総合支援事業費国庫補助金、返還が19万1,000円となっているんですけど、この整合性が知りたいのと、それから補助金の増額の216万円は一体どういうふうに使われたのか。実際にDVが発生したのか、どこに補助を出して、教えていただけますか。予算書の9ページの上から2番目の児童福祉費補助金の中が216万円で、調書の中で返還金の中で19万1,000円あるんですけど、教えていただけますか。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 頓宮委員の御質問にお答えします。

予算書のほうで、説明欄、重層的支援体制整備事業交付金216万円につきましては、ヤングケアラー支援事業におけるヤングケアラーコーディネーター1人分の人件費に係る国の交付金として当初予算計上しておりましたが、国の指示により児童福祉費補助金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の変更に伴う予算の組み替えをしたもので、増額ではなくて、もともと予算計上していたものが予算の組み替えになったものでございます。

調書のほうの児童虐待防止対策等総合支援事業国庫補助金は、令和5年度事業費として児童虐待部門の家庭児童相談員1名分、それからヤングケアラーコーディネーターの人件費1名分の二つ事業を実施しておりまして、その事業が確定したことに伴う返還金19万1,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） よろしいか。

では、他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 予算調書の23ページです。

第10款教育費、第6項保健体育費、第2目学校教育費で、事業名が学校給食調理場管理運営費ということで、810万円の賄材料費の増額が出ています。これなんですけれども、これは言ったら米が高くなったから、当初の予想してたよりも高くなったから810万円上げますよということなんですけれども、今回も農業支援ということで多くの方が一般質問されました。その中で、これは単価

で言えば、単価ベースで言えば1俵当たりが、農家で言えば1俵当たりの単価で話をするんですけども、これは1俵当たりの単価が何ぼから何ぼになったんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 地食べ学校給食センターえがお所長。

○地食べ学校給食センターえがお所長（藤原直樹君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

今回、補正で増額している分、先ほど萱野委員もおっしゃっていただきましたように米の価格の高騰によるものでございます。この積算に当たりましては、1俵当たりというものではなくて、基本的にお米につきましては県の学校給食会を通じて委託炊飯という形で、もう炊き上がった御飯をそれぞれの学校にお届けするという方法を取らせていただいております。今回補正で計上させていただいた額といいますのは、その学校給食会のほうから令和6年度産米においては価格高騰によって増額が見込まれるというお知らせを受けまして増額するものでございます。基本的には平均して約70g、炊く前の重量でございますけれども1食当たり70gなんですけれども、そちらの単価が20円程度上がるというふうな通知をいただきましたので、それを基に積算したものでございます。ちなみになんですけれども、1俵当たりで申し上げますと、農林水産省が出しているようなものだと思いますと6割、7割弱、今、上がっている、金額的に取引価格等が上がっているような状況でございますけれども、学校給食会のもともとの委託炊飯の価格ベースでいいますと、それが3割程度の増額というふうな形になっておりまして、学校給食会のほうでも、そこまでは増額をしていないということで、学校給食会のほうも努力をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 県のほうの委託先のほうからこの810万円を欲しいと言われたのか、それとも今言うように70gに対して20円アップしたか何かそんなことを言われましたよね。それに基づいてうちが出したのか、向こうが言われるままの単価というか金額をこちらから出したのか。もちろんある程度はこちら側もこの金額の根拠となるものが分かったものでこちらに予算計上してるのか、それとも学校給食会、向こうの委託先のほうから、高騰してる、それは我々も分かるんです。皆さん分かっていることなんですけれども、その根拠となるものは理解して、この八百数十万円で、ああなるほどと。今言うように1俵当たりが何ぼというのが分からないで何割かアップしてすみたいな程度の話なのか、きちんと当局側も持ってる予算提案なのかというところをお尋ねいたします。今のだと、何か言われたものを出したよって。810万円足りないからじゃあ、ちょっと我々としても、ああそうですかって言うわけにはいけないので、そのあたり、どのように考えられてるかお尋ねいたします。

○委員長（溝手宣良君） 地食べ学校給食センターえがお所長。

○地食べ学校給食センターえがお所長（藤原直樹君） 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

お米につきましては、先ほど申し上げたように学校給食会との契約を例年させていただいており

ます。県下統一のものでございます。基本的には金額といたしますのは言われたままといたしますか、当然こちらとしても金額については精査をしているところでございますけれども、基本的にはその中の話合いで県下統一的なものが定められているというものでございます。今1食当たり平均20円ということでございますけれども、その金額に基づきまして今後の想定される食数によりまして積算して810万円という金額を出したところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） やっぱり言われるがままなんでしょうか。言われるがままというか、何かそんな雰囲気を受けるんです、今の御答弁いただきましたけれども。そのあたりは、それこそ例えば教育長なんかのお考えのほうがいいのかな。いや、言われたままじゃないと。学校給食会から、これだけ値上がりしたから出してくれと。もう県内一律なので、はいはいはいって。もちろんそれは分かるんですけれども、どもですよ、我々としては、ああそうですかというふうにはならないので、そのあたりはどのようになっているのか。学校給食会が言うから、はいはいはい。何となく今言う20円か何ぼ上がってるよというので出してきたのか、もっとこういう根拠で、ああなるほどと。学校給食会の言い分も分かります、今日の情勢を見ればね。米価高騰の中で。それは分かるんですけれども、そのあたりの折衝というか話合いというか、県下全員一律で、ああそうかというのも、何か上から言われて県下一律、市町村がはいはいはいというふうな仕組みなんですか。上から言われて、はいそうですかというものじゃあ、ちょっと困るんですけれども。

○委員長（溝手宣良君） ちょっと休憩しましょうか。大丈夫ですか。

教育長。

○教育長（久山延司君） 萱野委員の御質問にお答えします。

先ほど地食べ学校給食センターえがお所長のほうが答弁しましたように、6割ぐらいの高騰を学校給食会のほうで3割ぐらいに抑えてくれた額を県下統一の額ということで定めたということですが、そこに至る、6割、それは大変だからもうちょっと抑えてくれとか、そういうような協議をしたわけではない。学校給食会のほうでいろんな情勢等を加味して定めたもの。だから、それは言いなりと言われたら言いなりというか、それに従わざるを得ないというのが我々であります、その高騰分とそれから食数、これはかなり厳密に精査をして、この予算を決めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 萱野委員と同じ23ページです。同じです。これ、今、萱野委員が質問された議論を聞いてて思ったんですが、これは米価高騰により賄材料費に不足が生じたためとあり、賄材料費810万円とあります。賄材料費は、米価、米だけのものですか。その確認をさせてください。

○委員長（溝手宣良君） 地食べ学校給食センターえがお所長。

○地食べ学校給食センターえがお所長（藤原直樹君） 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

この賄材料費につきましては、お米だけではなくて牛乳、それからほかの材料費、全てのものがございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。書き方としてみたら、僕はこれ、おかしいかなと思うんですが、米価高騰による賄材料費と書かれたら、賄材料費って、これは米価、要は米の価格だけかなという、今議論を聞いててそういう感じで伺ってたんですけども、実際には今御回答いただいたように米だけでなく全ての賄いだということでもいいんですか。

○委員長（溝手宣良君） 質問、ちゃんと最後までできましたか。大丈夫ですか。今、質問が続いていたので。大丈夫です。

地食べ学校給食センターえがお所長。

○地食べ学校給食センターえがお所長（藤原直樹君） 失礼いたしました。先ほどの賄材料費810万円につきましては、今回、米の価格高騰分だけのものがございます。もともと賄材料費、補正前に挙げていたものにつきましては全てのものということなんですけれども、今回挙げているのは米の価格高騰に伴うもののみでございます。大変失礼いたしました。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。理解いたしました。

なら、ここは賄材料費じゃなくて、米の給食会のほうへ支払うお金が810万円増えたということで理解させてもらっていいかと思いますが、書き方がいかなものかなと思いますので、分かりやすく書いていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（溝手宣良君） 今のは答弁はよろしいですか。分かりやすく書いてくださいということですね。よろしく願いいたします。答弁よろしいそうですが、何かございますか。

では、他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） すみません、ちょっと戻ってしまうんですけども、調書の19ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、定期臨時予防接種事業、带状疱疹ワクチンのことなんですけども、先ほど上半期ので大体600名ぐらいがいたということでお聞きしたいんですけども、もともと当初で挙げられていた予算だったと思うんですけども、そのときは何人を想定してたのかというところと、現時点では600名近くですよということ。あと、このワクチンは2種類あったと思うんです。たしかこの今回出てる不活化ワクチンと生ワクチンと2種類あったと思うんですけども、今の現状で不活化ワクチンのほうが需要が高いのか、生ワクチンのほうはそんなに需要がないのかというところをお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の御質問でございますが、まず当初予算につきましては800人分という人数、接種者数を見込んで予算のほうをいただいたところでございます。今回、調書に1,000人と書いておりますが、これ、実際は不活化ワクチンなんで、これは接種回数ということで、1,000人と書いてますが500人分でございます。

それと、あと現状こういった割合で2種類の接種者がいるかといった点でございますが、生ワクチンのほうがおおむね1割、不活化ワクチンのほうが9割の方が接種しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。じゃあ、今、不活化ワクチンのほうが、言ったら合計で、だから当初が800人だったんで、現時点が600人で500人が追加なんで1,100人行くと。もともと800人で計算してたけども300人超えるので、今回これ、1,000人分で補正しますよということなんですけども、どの時点で当初の800人を超えそうだった、超えたのか。これ、たしか1回申請に来ないといけなかったと思うんです。健康医療課に聞いてから申請を受けて、接種券を持ってから行ってくださいという流れだったんですが、どの時点でこれはもう超えるなというのが分かったのかというのをお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の再度の御質問でございます。

上半期で一度人数のほうを把握いたしまして、その上半期の実績が600人程度、月で言いますと先ほども申しましたように100人程度の方が接種されてるという状況で、その後も経過を見ていたところでございますが、あまり接種者のほうが下がるといった状態にはないということもございまして、このたび予算のほうを計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 予算調書の13ページ、清音福祉センターの空調に戻るんですが、これは補正予算が通って、いつから工事をして、いつぐらいに完成予定か教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 小野委員の御質問にお答えいたします。

工事のほうですけれども、年明け入札予定でございまして、入札で業者が決まり次第、工事にかかりまして、年度内の完成を目指そうと思っているところです。

○委員長（溝手宣良君） では、他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すみません、もう一度、調書23ページ、学校給食のことなんですけれど、野菜とかも大分高騰してるんですけど、それに対する補正はしなくても今のところ大丈夫と判断してよろしいのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 地食べ学校給食センターえがお所長。

○地食べ学校給食センターえがお所長（藤原直樹君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

その他のもの、足りているのかというふうな御質問だったかと思います。

昨年度、今年度当初予算を挙げるに当たりまして、かなり昨年、賄材料費が不足したというところがございます。価格上昇分を見込んで今年度当初予算を組んでおりますので、その分につきましてはその中でやっていけるかなというふうな今のところの状況でございます。米につきましては、かなりの金額高騰ということもございましたので、このたびの補正予算で不足するであろう額を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

すみません、ないようですから、一つ私から。先ほど来お話が出ております清音福祉センターの空調について私もちょっとだけお尋ねをしたいんですが、大規模修繕になるということなんです、イメージとして、すみません、自分が理解できてないので、一括で庁内全体をするような大きなものの元を変えるという感じなんでしょうか。それは、要は個別の部屋に個別の機械をつけたほうが実は安くなるとか、今後のランニングコストも安くなるとか、故障したときの修繕が簡単になるとか、そういったことと比較検討はされた上で、やはり今のものをそのまま直すという結論に至ったのか、そのプロセスを教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

今回の大規模修繕は、屋上にございます一括の吸収式の設備、5 m四方ある大きな設備を取り替えて、ビルトインになっていきますので、一括で温風や冷風が入るようにします。個別でつけるものと比較はしてみました。その場合、工事自体は一千五、六百万円で済みますが、キュービクルをつけなくてははいけないので、プラス1,000万円ぐらいかかります。それと、個別にしますと、子どもたちが待合にしている入口とかお部屋ではないところが冷えたり暖まったりしないので、我々は一括で吸収式のほうが利用者の方の利便性があるというふうに判断しました。それから、今回変えたことによって、年間のランニングコストは大体60万円程度安くなる、それからCO₂の削減にもなるというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 承知をしました。比較検討された結果というのは分かったんですけど、最後の御答弁のところ、その比較検討は現在のものを修繕すると、現在のものに比べてなので、個別のものと比較したらランニングコストが年間60万円ほど安くなるというわけではなかったよう

な答弁に聞こえたんですが、そこをもう一度お願いいたします。

福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 溝手委員長の再度の御質問です。

ランニングコストの比較は、現在のものを同じ規格のものに変えた場合のランニングコストの比較でございます。ですので、1部屋に1個ずつつけたものとの比較は、今はそこはできていないんですけれども、同じ今の規格で吸収式の規格で最新式のものに変えた場合のランニングコストの比較でございました。

○委員長（溝手宣良君） すみません、もう一点同じなんですが、要は新しくエアコンを修繕してこれから使っていくということなんですが、清音福祉センター自体のFMとしてはあと何年ぐらい使う予定で、その年数のエアコンの修繕との比較というか、そのあたりも検討は当然されていらっしゃるということよろしいですか。

福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 溝手委員長の御質問です。

先ほど答弁もさせていただきましたけれども、建物自体は平成4年に建てられたもので、まだ築32年ですので、FM的にはまだ10年、20年使用が可能だというふうに判断しておりますので、今回の修繕は必要であるというふうに思っております。

○委員長（溝手宣良君） 承知をいたしました。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

ただいまより約10分間、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時8分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第83号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第83号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等により必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ847万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,007万9,000円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第11目保険給付費等交付金償還金847万9,000円の増額につきましては、令和5年度の保険給付費等交付金の額が確定したことから、説明欄にあります普通交付金、特定健康診査等負担金、特別調整交付金、保険者努力支援分、それぞれについて記載の金額を増額しまして県に返還しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費交付金のうち特別交付金の額の確定に伴い2,363万円を増額しようとするものでございます。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い747万7,000円を増額しようとするものでございます。

同款第2項基金繰入金、第1目国民健康保険事業基金繰入金につきましては、歳入増による財源調整により3,083万9,000円を減額しようとするものでございます。

次に、第11款繰越金につきましては、令和5年度決算による繰越金の確定に伴い821万8,000円を増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、請願第5号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願についての審査に入ります。

本件について、当局から御意見等があれば御発言願います。

学校教育課長。

○学校教育課長(村山 俊君) それでは、請願第5号について御説明いたします。

まず、文部科学省による令和4年度の教員勤務実態調査では、平日1日当たりの在校時間は平成28年度、6年前と比較して30分程度は減少しているものの、小学校では10時間45分、中学校では11時間1分と、いずれも所定勤務時間を3時間以上上回っている状態です。このような実態が深刻な教員不足の一因になっていると考えられ、学校現場は人員不足により教員1人当たりの業務量が増え、結果、在校時間が長くなるという悪循環に陥っているとも思われます。

また、学校現場での教員の業務は多方面にわたり多大になっており、2018年、平成30年のOECD国際教員指導環境調査によりますと、日本の中学校教諭の業務のうち、およそ27%が事務作業、13%が部活動指導となっており、4割程度の業務が授業ですとか学級経営とは関係のないものとなっております。今後、働き方改革を進める上では、この事務作業や部活動指導の在り方について検討する必要があります。

業務時間が短縮されることによる効果として、教員志望者の増加はもちろんですが、先ほどお伝えしました文部科学省の調査において、業務時間が短縮された場合、空いた時間をどのように使いたいという項目があります。この問いに対し、さらなる授業準備や教材研究等に充てたいとの回答が小学校で31.5%、中学校で23.7%あったことから、本来授業の質を向上させたいと思っている教員が、ほかの業務に時間を取られるためにできないということもうかがえます。業務精選により教員の能力が十分に発揮され、教育力の向上が期待されます。

このようなことから、国が定期的に実態把握を行い、具体的な施策を示すことにより、諸問題の解決の一助になることを事務局としても期待しております。

以上です。

○委員長(溝手宣良君) 本件について御意見等があれば御発言願います。

萱野委員。

○委員(萱野哲也君) この御意見は、執行部へ対してもいいんでしょうか。よろしいですか。

○委員長(溝手宣良君) 請願についての意見なので、請願についてであれば大丈夫です。

○委員(萱野哲也君)(続) もちろん請願についてですよ。

○委員長（溝手宣良君） いやいや、執行部についてというのは……。

○委員（萱野哲也君）（続） 執行部に対して質問していいですかということで……。

○委員長（溝手宣良君） 質問は構いません。

○委員（萱野哲也君）（続） 質問というか意見もそうなんですけど、これ、請願書、多分皆さん、言われてること、よく分かると思うんです、今の働き方改革の流れの中で。なんだけれども、やっぱり昨今、この冬休みなんかは早くから、この期間は、夏休みは学校を閉めますよとか、教員が学校にいなかったりとか、この部活動地域移行も今回の一般質問、総社市でも進めてますけど、担任、学校の先生が部活の顧問をしてくれないとか、我々の頃って言ったらあれですけど、当時、久山先生にも教えていただきましたけれども、冬休みになれば悪いことをして学校に呼ばれる子どももあったり、いいことをして、先生に宿題を聞きに行ったりとか、そういうこともたくさんあったんですよ。それで、部活の顧問が担任の先生である子どももあったりとか、学校と地域とまた生徒、PTAとは言わないけれども、密着した関係性がものすごいあったんですよ。だけれども、昨今のこういった流れの中で、教員と保護者との間、午後6時以降は電話つながりませんよと、音声に切り替わりますよとか、そんなので、ものすごい嫌だなという思いがあって、これでどんどんどんどん部活動地域移行とか、働き方改革の中で時間を短縮しましょうねとか、休みとかは先生来ちゃ駄目ですよって、来ちゃ駄目というか休みましょうねという流れと、何かやっぱりちょっと先生はという、先生はこうあってほしいという、勝手な思いかもしれませんが、昭和世代を生きた我々だったら多分分かると思うんですよ。何かそのあたりが釈然としないというか、ううんという思いはあるんですけど、現場サイド、教育長なんかはずっと教員も経験しながら岡山県教育委員会にもいて、いろんな情報やいろんな先生とのつながりや関係もある中で、この世の中の流れ、先生もそういう時代を生きてこられた、久山教育長、そういう時代を生きてこられた中で、これが果たして、ううん、うまく言えないんですけども、どのようにお考えなのかというところの思いを、思いになってくるのか、聞かせていただければと思いますけれども。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員、この請願について内容はよいですかという……。

○委員（萱野哲也君）（続） そういうことなんですけれども、この請願……。

○委員長（溝手宣良君） もうちょっとまとめて言っていただけると。今ので取りあえず何か御発言が可能ですか。

教育長。

○教育長（久山延司君） 私が答弁しないといけないような状況になっていますので。

お気持ちは本当によく分かりますし、私もそう思う部分はあります。かつてはというか、最近までそうですが、本当に時間に際限がないというか、もういつやってもとにかく子どものためだったら最善を尽くすのが教員だと。それから、もちろん子どものためですが地域やPTAとの関わりも、時間とかというのは関係なく、これは必要だ、これは大切だと思ったら土曜だろうが日曜だろうが対応していくということをしてきたわけですけど、やはりそれが教員の健康維持が難しかった

り休職者が増えたりというようなことにつながってるのは、これは明らかであります。それと、先ほど課長も申しましたが、そういうことが非常に重なってきているために、本来の業務、教材研究だとか直接的な子どもへの業務、そういうものが十分できない状況があるということも事実であります。そういう中で、本当に限られた時間で精いっぱいのことをやる、子どもたちのために精いっぱいのことをやる。地域に対しても、限られた時間の中で温かさといいますか、密接な関係といいますか、そういうものを構築していく。そういうことが大切だと思います。本当に時間に関係なくということがこれまでされてきたわけですが、それはやっぱり不可能な時代になってきているということでありますので、我々としては教員の仕事はここまでだよということで線引きを一番重視するのではなくて、その時間の中でできることを精いっぱいやろうということを学校には呼びかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君）　なので、請願に対してなのですが、萱野委員御指摘のようなことについても、この請願を通すことが大切なんだという御答弁として理解してよろしいですか。いいですか、教育長。簡潔に申しますと、先ほどの委員の問いに対して、この請願を通すことが大切なんだという御答弁でよろしいですか。違いますか。今の御答弁はそういう内容でよかったですか。いずれにしても……。

（「入れない」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君）　教育長に聞かなくていい。入れない。

しばらく休憩します。

休憩　午前11時22分

再開　午前11時23分

○委員長（溝手宣良君）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

他に御意見はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君）　私は、この請願に関しては採択の方向で話をさせていただくんですが、先ほどの萱野委員と教育長とのやり取りもありましたけども、やはり教員も1人の人間ですので、やはり仕事で、教えることが仕事ではありますけども、それ以外のことに對して時間を使い過ぎて本来の業務ができなくなるというのは、今の状態がよくないんだろうなというふうには思っております。我々は過去、自分も子どもの頃は確かに家に午後8時とか9時とかにも先生に来ていただいて、いろんな話をしていただいたこともあります。ですが、それは今思えばかなりの長時間労働だったんだなというふうに思いますし、自分自身も、私も長時間労働がかなり続いたときというのは心に余裕がなくなってくるので、それ以上のことを考えられなくなるというのがあります。やはりこれはまず労働環境をよくして、それから先ほどありましたけども本来である業務に取りかかりたい、教材の勉強をしたい、そこからやはり子どものためにもなると思いますので、この請願に関し

ては賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見ありますか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 久山教育長、ありがとうございました。

私自身もそういった思いもありながら、久山教育長が経験してきたことや今の立場からの御意見をいただいて、私もそういう思いもありながら、やっぱりそういった働き方改革の一環であればこれも採択すべきかなというふうに実感しましたので、私も採択の方向で進めていただければと思います。

○委員長（溝手宣良君） 他に意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会で提出することとし、その作成につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時27分